

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会(第13回)議事概要

| | | |
|----------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 令和5年7月13日(木) 国立大学法人島根大学 本部棟1階第二会議室 | |
| 出席委員 | ○委員長 千家 充伸 (国立大学法人島根大学 監事) ○委員 中野 俊雄 (島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士) 山根 朋洋 (公認会計士) | |
| 審査対象期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| 個別審査案件 | 8 件 | ○議 事 1. 審査対象案件の抽出結果について(監査室報告) 2. 審査対象案件の審査について 3. 指名停止等について 4. その他 (1) 医薬品卸業者談合に関する防止対策等を講じた結果について(医学部事務部会計課説明) (2) 競争入札の適正な実施に係る周知徹底の状況について(経理・調達課説明) |
| 一般競争入札 | 5 件 | |
| 最低価格方式 | 4 件 | |
| 総合評価方式 | 1 件 | |
| 指名競争入札 | 件 | |
| 最低価格方式 | 件 | |
| 総合評価方式 | 件 | |
| 随意契約 | 3 件 | |
| 企画競争 | 件 | |
| 公募 | 件 | |
| 競争性のない随意契約 | 3 件 | |
| 不落随意契約 | 件 | |
| 委員からの意見・質問とそれに対する回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見の内容 | 指摘すべき重大な事項は認められない。 | |

| 質問・意見 | 回答 |
|---|---|
| <p>1) SpringerLink e-Journal Legacy Package 外 合計3件の利用</p> <p style="text-align: center;">【随意契約】 (図書情報課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバースチャージはどのように支払われているのか。 ・「定価販売商品で、個別に定価が設定されている」とあるが、なぜわかるのか。定価は円建てか。 ・販売代理店が仲介するのではなく、出版社による直接販売となっているのはなぜか。 ・購読誌はどのように決まるのか。 ・内訳のパッケージと雑誌はどのような関係か。併せて契約すると割引があるのか。 ・コストパフォーマンスの評価はどのように行っているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件に係る消費税について、本学が契約金額に加えて負担するものであり、毎年3月に全学分を合算のうえ、税務署に申告し、納付される。 ・他機関への照会及び出版社の説明により判断した。定価は学部構成や教職員数、学生数等により決まり、円建てである。本学の契約の基礎となるJUSTICE(大学図書館コンソーシアム連合)の全体交渉においても円建てである。 ・契約相手方は日本に支店を設けているため直接販売が可能であり、販売代理店を介す場合より利益を得られるため、直接販売を行っているのではないか。 ・3年に1度、策定される本学の学術基盤総合計画の中で、各学部の代表の意見も反映しながら決定される。 ・パッケージ(SpringerLink)と雑誌(Nature、Nature Medicine)は出版社同士の合併により同じ業者となったので、併せて契約した。そのことによる割引はない。 ・年間ダウンロード数から1回当たりの単価を算出している。それに加え、投稿論文1報当たりの費用についても新たに算出しているところである。 |

| | |
|---|---|
| <p>2) (医病) 感染排水処理施設第一種圧力容器整備性能検査</p> <p>【一般競争入札（最低価格方式）】 (施設企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方は、保守を専門に行う業者等ではなく、メーカーか。 ・ 議案概要説明書に「各種メーカー及び専門業者から見積もりを徴取」とあるが、何者か。 ・ 査定率は本学で設定しているのか。 ・ 1者しか参加しなかったのはなぜか。 ・ 入札を複数回執行する結果となったが、その場合、予定価格は変わらないのか。 ・ 不落の場合、どうするのか。 ・ 1者入札となったが、参加者を増やす手立はあるか。 ・ 当初の公告と再度公告で、内容をどう変えたのか。 ・ 今回の契約金額は、前回と比べてどうか。 ・ 万が一、今回の契約相手方が履行不能となった場合、代わって契約できる業者の当てはあるのか。 ・ 物品を調達する際、保守業務も含めた契約とす | <ul style="list-style-type: none"> ・ メーカーである。 ・ 3者である。 ・ 本学で設定している。 ・ 業務内容の特殊性（附属病院における感染系排水処理）による。 ・ 変わらない。 ・ 競争参加者の内訳書と差額を生じている項目について市場調査等を行い、その結果に応じて仕様の見直しを行い、再公告を実施する。 ・ 入札公告の際、県内の業者に声掛けしているが、他大学において同種業務を受注している県外の業者へ受注可能かどうか声掛けすることを検討している。 ・ 特記仕様書における業務従事予定者（業務責任者）の資格要件を緩和した。 ・ 前回比で下がった。 ・ 近県に所在する他機関や、県内の他の病院における同様の契約の相手先に打診することが可能と考える。 ・ 本業務で保守している設備の整備は財源が保守 |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>るか、あるいは別途契約するかについて、比較のうえ検討することが望ましいと考えるが、どうか。</p> | <p>業務を含んだ契約締結を認めない施設整備補助金であった。そのため、保守業務を含めた設備整備について検討していない。</p> |
| <p>今後、自己財源のみで整備する場合、保守契約を含めた契約について検討可能と考えられる。</p> | <p>今後、自己財源のみで整備する場合、保守契約を含めた契約について検討可能と考えられる。</p> |
| <p>3) 汎用放射線治療システム 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 （医学部事務部会計課）</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・物品の構成内訳は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・がんを治療するための装置及び周辺機器（パソコン等）である。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・物品の耐用年数は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6年である。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・抽出案件説明書の概要欄に、建物の新営に併せた更新とあるが、建物附属設備なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物附属設備ではない。放射線治療装置を更新するにあたり、既存の建物では放射線を遮蔽するための壁の厚さが足りないため、建物を新営のうえ、本機器を調達した。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・機種選定は行ったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・行っていない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・入札経過において、資料提供から入札説明会参加、応札と、手続が進むにつれ、参加業者数が減少していったのはなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、県外の業者が説明会に参加できなかったことや、入札・納品スケジュールの影響が考えられる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・仕様を満たす物品はこれだけか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これだけではない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・周辺機器が別の製品であった場合、もう少し安くなった可能性はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その可能性はあるが、本学としては提案を受けた物品についての入札を実施することとなる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の定例会議において、当委員会として「病院情報管理システムの調達については、総額で約30億円という大型の契約であり、競争性を確保すべく、複数のメーカーの資料を徴取し、参酌するよう努めるべきであった。」との意見を出している。1者入札となった案件については、それを避 | <ul style="list-style-type: none"> ・不参加理由の照会は行わなかった。 |

| | |
|---|---|
| <p>けるために講じた措置について説明願いたいところである。たとえば、不参加の業者に対して、理由を照会したのか。それによって今後の改善点が明らかになる場合もあるので、実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績照会先の数は。 ・抽出案件説明書に「市場価格」とあるが、説明から判断すると、これを市場価格と称することは適切ではないのではないか。 ・予定価格の算出に関して、マニュアルはないか。ノウハウはきちんとした形で残していくほうがいいのではないか。 ・入札は1回で終わったのか。回数についても記載されたい。 ・計画の段階から、保守費用も含めてトータルのコストを比較検討した上で調達すべきである。 <p>4) 病棟・外来ベッドメイキング等請負業務、病院内搬送等請負業務、洗浄・滅菌・手術部・光学医療診療部及びME機器管理補助業務 【一般競争入札（最低価格方式）】 (医学部事務部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件目の審査対象案件に引き続き、本件も1者入札であったということで、先ほどの案件は昨年度の委員会開催前に入札が完了していたため、委員会の意見を反映しがたい面もあったかもしれないが、本件の入札実施は委員会開催後である。1者入札を回避するための取組あるいは反省点はあるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6機関である。 ・適切ではなかったため、次回作成時は修正する。 ・マニュアルはないが、方法は慣例で決まっている。 ・5回執行した。次回の抽出案件説明書作成時は入札回数も記載するようにする。 ・検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託する業務は特殊な資格要件を要しないものであるため、仕様によって業者が絞られるとは考えられない。 ベッドメイキングは主に患者の退院時の業務であることから、需要が午前中に集中し、人員が不足しがちであった。そこで、病棟の別業務を兼務させることで、人員不足の解消や、スケールメリットによるコスト削減を図った。不参加業者への理由の聴取は行わなかった。 |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の契約業者も今回と同じか。 ・ 今回の契約金額は、前回と比べてどうか。 ・ 予定価格の作成において、他機関への照会は行わなかったか。 ・ 契約期間を延ばすと、もっと安くなるのではないか。本学の規定等による制約はあるのか。 ・ 3種類の業務を組み合わせたために参加できなくなった業者もあるのではないか。 ・ 人繰りについては、本学との契約のみで完結させる必要はなく、業者が本学以外との契約も加味して差配することが可能ではないか。次回は業務を分けた仕様にしてはどうか。 ・ 予定価格の算出方法に改善の余地があるのではないか。3種類の業務を一体とすることで得られたスケールメリットが生かされていないのではないか。 ・ 競争参加資格の設定はどのようになっているか。 <p>5) 島根大学塩冶団地で使用する電気 【随意契約】 (医学部事務部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者事前確認公募公告について、前回は応募があったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じである。 ・ 前回より上がったが、人件費相場の上昇の影響があると考えている。 ・ 本件と同様の、3種類の業務を一体とした契約に関する実績がないため、行わなかった。その代わり、人件費の積算において各種の市場価格を考慮している。 ・ 制約はないが、競争性を確保するため、契約期間は長くないほうが良いと考えている。 ・ 今回は組合せによる効率化を図ったが、何回も続くと、入札参加者が固定化することで競争性が損なわれることもあるかもしれない。 ・ 検討したい。 ・ 改善の余地があると考え。今後、業者に対して見積金額の内訳（材料費、人件費等）を求めることも検討している。 ・ 参加者を増やすため、本来の等級より下位に2等級広げて設定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回はこの公告を行わなかった。 |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・入札経過における「塩冶団地も川津団地と同様の手続きを経る」とはどういう意味か。 ・川津団地では参加者事前確認公募公告への応募はあったのか。 ・参加者事前確認公募公告は、最近、主流となっている手続なのか。 ・「特別メニュー」は本当に安価なのか。 ・前回の契約において比較対象となった「標準価格」と、今回の「標準メニュー」は同じものか。 ・随意契約に関する公示の項目は何か。 ・随意契約の理由は何か。決裁時に文書上で明示されていたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各団地分について、それぞれを担当する部署が同じ手続を行う（塩冶団地は医学部事務部会計課）という意味である。 ・応募がなかったため、同様に随意契約となった。 ・入札の可能性を探るため、他機関を参考に導入した。 ・価格交渉の結果である。これに関しては他機関との情報交換ができず、比較は難しい。 ・「メニュー」は「価格」と同義である。令和4年度及び5年度の標準価格は異なる。 ・契約相手方、随意契約の理由及び契約予定日である。 ・公示では「技術的理由による競争の不存在」とした。根拠規定は政府調達事務取扱規程第11条第2号のうち「他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等」である。 決裁時に文書上で明示されていた。 |
| <p>6) 国立大学法人島根大学「大学案内 2024」制作業務</p> <p style="text-align: center;">【一般競争入札（最低価格方式）】 (経理・調達課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札経過において「提案業者から徴取した参考見積額」とあるが、提案業者とは契約相手方となった1者を指すのか。 ・開札には3者とも参加したか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積書の提出は入札参加者全員に求める。 ・3者とも参加した。 |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本件では競争が成立していたと判断できる。 ・「大学案内」発行の間隔はどのぐらいか。 ・「広報しまだい」の契約相手方とは別か。 ・案件の性質上、デザイン等の品質の観点から、入札金額のみで決定することに懸念があるが、どうか。 ・契約金額は妥当であったと考えるか。 ・昨年度の契約金額と比べてどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、発行している。 ・同じである。 ・以前、「広報しまだい」と組み合わせ、企画競争に付す契約として公告したこともあったが、所管課において本学の広報戦略等に基づき検討した結果、今回は単独で一般競争入札を行うこととなった。 ・予定価格の範囲内であり、妥当と考える。 ・原材料費等の値上がりを受け、若干高くなっている。 |
| <p>7) 島根大学自動車運行業務請負（臨時） 【一般競争入札（最低価格方式）】 （経理・調達課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、契約を行っているのか。 ・前年度の契約相手方も同じか。 ・仮に、競合業者が入札に参加しなくなるような事態になると、契約額が高くなる可能性があるか。 ・入札は何回行ったか。 ・前回の入札参加状況はどうだったか。 ・前回の契約額と比べて今回はどうか。 ・今後も契約額が上昇する可能性があると考えますが、複数年契約に移行する等の対策を検討しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、契約を行っている。 ・同じである。 ・契約額が高くなる可能性はある。 ・1回行った。 ・今回と同じ2者の参加であった。 ・人件費上昇分が上がった。 ・複数年契約にした場合であっても、社会情勢などやむを得ない理由により業者から増額の協議を求められると変更契約の可能性があり、また、市場価格が下がる可能性も考慮すると、現状の単年 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約額を時間単位での単価としている理由は。 ・ 松江地区と出雲地区を併せて契約している理由は。 ・ 相乗効果はあるのか。一度、分けて契約してみても良いのではないか。 ・ 参加資格をD等級まで広げた結果、この業者と契約することができたということか。 ・ 実際に、平日夜間や休日の利用があるか。 | <p>度契約が適すると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な業務が授業での大学バスの運行であり、日時が不定期なためである。 ・ 併せることで人件費が安くなっていると考える。 ・ 松江地区と出雲地区を分けて契約することも検討したい。 ・ そうである。 ・ 平日に遠出して帰学が夜間となったり、集中講義等で土日に利用されたりしている。 |
| <p>8) 監査法人（会計監査人）による監査契約 【随意契約】 （経理・調達課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人選定基準策定委員会（以下「選定基準策定委員会」という。）は学外の会議体か。 ・ 委員の顔ぶれは。 ・ 会計監査人評価委員会は学内外いずれか。 ・ 委員は選定基準策定委員会と異なるか。 ・ 文部科学大臣に提出する候補者は何者か。 ・ 値引率の基準は何か。 ・ 委員会の定める選定基準・評価方法の基となるものはあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内の会議体である。 ・ 財務部長、財務課長及び医学部事務部会計課長である。 ・ 学内の会議体である。 ・ 選定基準策定委員会とは異なる。 ・ 第一候補と第二候補の2者である。 ・ 業者の定める報酬の標準額（日額）である。 ・ 国の基準を基にしている。 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・随意契約の理由として、契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第 26 条のうち、いずれに該当するのか。・決裁文書上で明記されているのか。規程第 26 条第 1 項には複数の場合が記載されているため、本件に適用する部分を明記する必要がある。・本件では、選定基準策定委員会において金額についても折り合った結果、文部科学大臣に候補として提出したという経緯があるので、規程第 28 条第 1 項第 1 号を適用し、予定価格調書の作成を省略しても良いのではないかと考える。 | <ul style="list-style-type: none">・「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合」である。・決裁文書において、本件に適用する部分の引用はしていなかった。・随意契約においても一般競争入札と同じく、予定価格調書を作成している。本件にあっても、さらなる価格交渉の可能性があるため、予定価格調書の作成を要するものとする。 |
|---|---|